

# 弁護士法人四谷麹町法律事務所

YOTSUYA-KOJIMACHI LAW OFFICE

## Q262. 労基法に基づく残業代（割増賃金）計算の基礎となる休日労働時間とは、どのような時間のことをいいますか。

労基法に基づく残業代（休日割増賃金）計算の基礎となる休日労働時間とは、労基法 35 条の法定休日（1 週 1 休）に労働させた時間のことをいいます。

土日が休日の週休二日制で祝祭日が休日の会社において、休日である土曜日や祝祭日に労働させた場合であっても、日曜日が法定休日の場合は、ここでいう休日労働には該当しません（週 40 時間（特例措置対象事業場では週 44 時間）を超えて労働させた結果、時間外労働に該当する可能性はあります。）。

弁護士法人四谷麹町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目2番地 K-WINGビル7階